

主要議案など

PICK UP!

令和6年12月定例会

12月定例会は、11月22日に開会し12月20日に閉会した。
一般質問は12月9日、10日に行い、議案審議を12月10日、20日に実施した。
町長提案議案は追加議案を含め25件、議員提出議案は7件であった。

議員定数削減!

賛成多数で可決

賛成 10人
反対 3人

14人 → 12人

賛成

町民の代表として議会が機能するか否かは、議員の数ではなく質に左右される面が大きい。現在、町村議会議員のなり手不足、増加する無投票、定数割れが起きているが、4年に一度の選挙戦が必ず実施されることが主権者意識涵養の要であり、選挙戦の機会が度重なって失われることは地方自治の弱体化を招く。議会は、団体意思決定、行政監視チェックなどの役割を行い、単なる多数決の場ではなく、議論を通じて団体意思決定をする場である。議員は自己研鑽に努め、町民の思い、地域の課題をしっかりと受け止め、建設的な議論対話をして議員力の向上を図る意味からも、議員定数削減に賛成する。

村田 定

反対

愛荘町議会は、ここ数年で活動が活発になり充実してきた。議案の否決・修正動議・町長への問責決議など、議会の意思を前面に出す機会も顕著である。議員全員が発言をし、一般質問も毎議会7〜8割の議員が行っている。この議会活動の充実をさらにレベルアップしていかななくてはならず、議員定数の削減は行いうべきではない。提案理由の中で、「財政状況が厳しい」としているが、議員の仕事は、町民の声を町政に届け、出された議案を町民の立場から判断することであり、町民が気軽に話ができる議員が身近にいてこそ、町民の声を町政に届けることができる。定数を減らすことは議員の役割を否定することになることを訴え、反対する。

瀧 すみ江

反対

住民との対話を重視し、二元代表制の機能を十分に発揮するには議員を増やすことが重要である。議員定数削減は住民の信頼を得ることとは次元が違う論説である。本町議会は議会改革条例を制定しているが、条例の実践が不十分であるなら、14人の議員が研鑽を積むことが必要であり、そのために、議会報告会、委員会活動の活性化に取り組み、住民の信頼を得ることに努めている。議員定数の削減は、議会自らが批判と役割を否定し、議員力の向上に背を向けることである。町民の声を町政に反映するには、身近な議員の存在は大きい。議員による自由な意見交換こそ、議会力と議員の資質の向上の相乗効果が生まれると考える。人口2万人の愛荘町議会の定数は14人で良いと考え反対する。

辰巳 保

賛成

本町の財政は、財政力指数や経常収支比率の落ち込み、また財政調整基金の取り崩しにより危機的な状況である。これは、庁舎リニューアル工事等の費用が大きいのかかっていると思うが、今後もハートリーセンター・秦荘や図書館等の施設改修や、給食センターの厨房機器更新など大きなプロジェクトが目白押しである。加えて、職員定数条例の増員に係る改正議案も本議会でも可決され、今後も人事院勧告による給与のベースアップとともに人件費の増加が見込まれる。そのような現状から、議員自らが身を切る改革により、町の財政基盤の安定に寄与すべきの思いから賛成するもの。

村西 作雄

議提第17号 愛荘町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例 愛荘町議会議員の定数を14人から12人に改める。

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

提出者 澤田 源宏

賛成者 久保田正利 村田 定 上田 太治 高橋 正夫 村西 作雄 竹中 秀夫

提案の趣旨

愛荘町を含む地方議会は、さまざまな問題が指摘されてきた。特に、住民との直接対話、住民参加が不十分などの指摘がある。住民参加とは、議会・議員全員が自ら行うことであり、住民の信頼を得るためには、議会運営のあり方はもちろん、議員定数の問題など、改革に取り組む強い覚悟と行動が必要である。議員は、住民自治を強化する観点から、今以上に議会改革を進め、さらに議員力の向上に努めなければならない。

議員定数は、議会が民主主義、地方自治法の根幹をなす重要な機能を果たすものだけに、議員報酬や財政事情だけで考えられるものではない。町議会議員の適正規模は、議会活動の中身に照らし、議会の活性化問題と併せて判断されるべきものである。

これまで、議員定数については合併時の16人から平成24年には14人になり、報酬については、平成28年に月額24万円になった。現在、物価高騰などの影響により経済が大変厳しい状況であり、本町もコロナ対策や物価高騰対策に税金等を投入し財政状況も大変厳しい。議会が現在の議員定数14人を12人にし自ら身を切る改革を行うことで、子ども達の教育や福祉等に財源が使うことができる。

全国町村議会議長会の資料では、令和5年7月1日時点の全国町村の議会は926のうち、議員のなり手不足により議員定数に達していない議会は174、令和元年5月から令和5年4月までの4年間では無投票が254、立候補者が「定数+1」で無投票をなんとか回避した数は299であり、議員のなり手不足が深刻化し、地方自治の根幹を揺るがす事態となっている。令和4年2月の本町議会議員一般選挙においても、歴史上はじめて無投票となった。県内でもこのような状況があり、定数削減が実施されている。

議員定数の削減により、町民の思いが町政に反映されにくくなる、監視機能の低下する等が懸念されているが、本町議会では団体との意見交換会を行い、最前線で活動されている方々の意見を把握できた。また、姉妹都市である栃木県那珂川町議会を参考に、議会改革、議員力の向上、議会報告会、意見交換会などを積極的に実施し、町民の声を把握すべきとの議員からの意見がある。

全国の同規模自治体の人口・面積等を鑑みれば、本町議会の議員定数の削減は可能である。何よりも町民の負託に応えられるよう、議員一人ひとりの資質、審議能力の向上に日々研鑽に努め、議員活動に励むことが肝要であり責務でもある。

愛荘町の将来を真摯に考え、本町議会も町とともに率先して議会改革に身を投じ、議決責任を果たすべく、そして、町民の福祉向上に議会活動に邁進することを改めて確認し合い愛荘町議会議員の定数「14人」を「12人」に改定する。